重要事項説明書 (居宅介護支援)

1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 吳同済義会
代表者氏名	会 長 三 宅 清 嗣
事業者所在地	呉市中央5丁目12番21号 呉市福祉会館内
(連絡先)	Tel 0823-21-5395 FAX 0823-25-3503

2. 利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所

事業所名称	しゅんかえん居宅介護支援センター
介護保険指定事業者番号	広島県指定 3470503826
事業所所在地	呉市安浦町内海北2丁目4番24号
連絡先	Tel 0823-84-7500 FAX 0823-84-7401
相談担当者名	岡崎 麻美・横手 愛子
事業所の通常の事業実施地域	呉市(下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町・倉橋町・音戸町を除く)

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅		
争来の日的	介護支援を提供することを目的とする。		
	・利用者の居宅において、利用者の選択に基く医療、保健、福祉のサ		
運営方針	ービスが総合的、効率的に提供される様援助を行う。		
	・利用者の意思、人格を尊重し、公正中立の立場で他機関との連携に		
	努める。		

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日、祝日 (但し12月29日~1月3日までを除く)
営業 時間	午前8時30分~午後5時30分まで(電話等による24時間常時連絡可)

5. 事業所の職員体制

	事業所の代表者	施設長	堀田	清美
	職種	職務内容		人 員 数
介護支援専門員		指定居宅介護支援の提供		2名(常勤2名)

6. 居宅介護支援の内容、利用料

	① 居宅介護サービス計画の作成	⑤給付管理
日克人業士採る山克	②居宅サービス事業者との連絡調整	⑥要介護(支援)認定に対する
居宅介護支援の内容	③サービス実施状況把握、評価	協力援助
	④利用者状況の把握	⑦相談業務

介護保険適用有無	上記①~⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
介護保険適用有無	居宅介護支援が介護保険適用となる場合には、自己負担はありません。
1ケ月あたりの利用料	(全額介護保険により負担されます。)

7. その他の費用

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域外の場合、交通費の実費を請
	求いたします。(境界を超えた分について路程1kmあたり20円)

8. 秘密の保持と個人情報の保護

 利用者及びその家族に関	サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密
する秘密の保持について	を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務
	は、契約が終了した後も継続します。
	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会
	議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の
	個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担
個人情報の保護について	当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物
	については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも
	第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 事故発生時の対応について

10. サービス提供や虐待、ハラスメントに関する相談や苦情

事業所は提供した居宅介護支援に関する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントや虐待に対して、迅速かつ適切に対応するため次の掲げる通り必要な措置を講じます。

事業所は受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を行います。

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

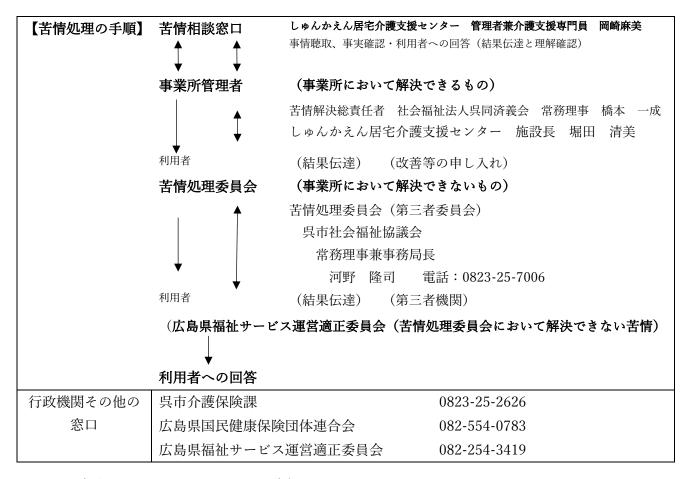
【事業者窓口】

(事業者の担当部署窓口の名称) しゅんかえん居宅介護支援センター 管理者兼介護支援専門員 岡崎 麻美 所 在 地 呉市安浦町内海北2丁目4番24号

電話番号 0823-84-7500

FAX番号 0823-84-7401

受付時間 午前8時30分~午後5時30分



11. 公正中立なケアマネジメントの確保

中立義務

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求める事が可能であり、当該事業者をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

12. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

選択性の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用 具貸与の又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者にメリットとデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たっては必要な情報を提供すること及び医師や専門性の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行う。

13. 主治医の医療及び医療機関との連絡

事業所は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

- ①利用者の不測の入院に備え、担当居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるように、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳に、当事業所名および担当の介護支援専門員が分かるよう名刺を張り付ける等の対応をお願い致します。
- ②入院時にはご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願い致します。

14. 虐待の防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者 に周知徹底を図ります。
- ②虐待を防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を行います
- ④虐待の防止に関する担当者を設置します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)に よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを 得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得 ない理由を記録します。

16. 業務継続計画の策定

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、研修の実施、訓練を定期的に実施し周知します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. その他

- ① 事前に居宅介護支援事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合には、当事業所にその旨連絡してください。
- ② 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合 〔新規申請、区分変更申請、種類変更(サービスの種類指定変更)〕各種の減免に関する決定等 に変更等が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合については、速 やかに当事業所に連絡してください。
- ③ 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなる場合には、当事業所にその旨連絡してください。
- ④ 居宅介護サービス計画に記載されている短期入所生活介護の利用にあたっては、利用前に、当事業所にその旨連絡してください。なお、やむを得ず連絡なしに利用した場合も、遅くとも月末までには連絡してください。
- ⑤ 住宅改修、福祉用具購入に於いては、改修前、購入前にご相談ください。ご連絡なく改修にかかったり、改修を終了した場合及び購入した場合、介護保険が適用できなくなりますので、ご注意ください。
- ⑥ 当事業所への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取り扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払いまでに日時を要することになりますのでご注意ください。

18. 重要事項の説明年月日

この重要事項の説明年月日	令和	年	月	日
上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の	人員及び運営	に関する基準	(平成 11 年	厚生省令第

3 8号)」第4条の規定に基づき、利用者に対する説明を行いました。						
業者	崔 老	所 在	地	呉市安浦町内海北2丁目4番24号		
		法人	、名	社会福祉法人 呉同済義会		
		代 表	者 名	施設長 堀田 清美		
		事業	所名	しゅんかえん居宅介護支援センター		
		説明者	 氏名		印	
用	者	住	所			
		氏	名		印	
代理	I H	住	所			
	人	氏	名	(続柄) 卸	
合		住	所			
	八	氏	名	(続柄)印	
	業 用 理	業 者 用 者	書 書 A 一 日 <	書 所在地名 法人名 代表者名 事業所名 説明者氏名 前明者氏名 月 日 月 日 所 日 月 日 所 日 月	業者 所在地 呉市安浦町内海北2丁目4番24号 法人名 社会福祉法人 呉同済義会 代表者名 施設長 堀田 清美 事業所名 しゅんかえん居宅介護支援センター 説明者氏名 氏名 理人 住所 氏名 (続柄 合人 住所	